

知って
納得!

国民健康保険

「元気わくわく事業」表彰式



この事業は、健康維持や健康づくりに向けた意識向上のきっかけとなるよう、1年間、世帯員全員が健康で、医療機関等の受診がなく、積極的に健康の増進に努めていただいた世帯を表彰するものです。

本年度は27世帯を表彰し、1万円の商品券が贈られました。健康寿命を延ばすためには、一人一人の自主的な取組が必要ですので、日常生活を見直して、健康生活を身につけましょう。

国民健康保険の届出を忘れていませんか？

こんなときは14日以内に届出を！



国民健康保険の加入、脱退の届出は14日以内に提出してください。届出が遅くなった場合、大きな負担が発生することがあるため、早めの手続きをお願いします。なお、手続きには保険証、印鑑、資格喪失証明書（退職された方）などのほか、本人を確認できる書類（マイナンバーカード・運転免許証等）を持参してください。詳細については、お問い合わせください。

◆国保に加入するとき：

転入、退職、出生、他の健康保険から扶養が外れたときなど

◆国保を脱退するとき：

転出、死亡、他の健康保険の加入又は被扶養者になったときなど

■問い合わせ先：保健課 国民健康保険係 TEL：474-1111（内線122～125）

「チャレンジ！減る脂い～教室」達成者表彰式

この教室は、食生活の見直しと運動に取り組み、生活習慣を見直すことで、6か月間に1kg以上の脂肪減量を目指す事業です。

本年度は、83名の方が参加し、3回の教室終了後、最終計測を行った方は46名でした。その内、13名の方が1kg以上の脂肪減量を達成され、減量1kg当たり3,000円の商品券が贈られました。

達成者の減量の平均は、脂肪量で3.4kg、体重で5kg、体脂肪率で2.8%です。成績1位の方は、なんと脂肪量を9.7kgも減量されました。

この教室は、来年度も開催する予定となっていますので、あなたもチャレンジしてみませんか。



■問い合わせ先：保健課 保健対策係 TEL：474-1111（内線161・164）



志布志市の税金に関することや滞納処分の状況をご紹介します。

志布志市公売を実施します

市では、公正な滞納処分に資するため、以下の財産について公売を実施します。

◆不動産公売

公売方法：入札方式

携行品：印鑑（認印可、シャチハタ不可）、身分証明書（運転免許証など）

公売保証金（現金または小切手で納めてください）

※代理人による入札の場合 委任状及び代理人の印鑑・身分証明書

※その他：いずれも公簿表示で現況渡しです。

日 程：5月21日（火）9時30分受付 10時入札 入札会場：有明地区公民館 大会議室

売却区分番号	公売財産の名称、性質及び数量	見積価格	公売保証金
31-1	(土地) 松山町新橋字河床 2421 番 7 畑 2,209㎡	93,000 円	—
31-2	(土地) 有明町伊崎田字渡ヶ迫 3459 番 1、3462 番 1、3465 番 1、3469 番、3500 番 山林 5 筆 計 14,207㎡	654,000 円	70,000 円
31-3	(土地) 有明町伊崎田字牧 3594 番 畑 1,538㎡	185,000 円	—

※売却区分番号31-1、31-3は農地が含まれるため、入札に参加するためには、「買受適格証明」を提出していただきます。「買受適格証明」は3月29日（金）までに申請してください。（転用しようとする場合は申請はできません）詳細は、志布志市農業委員会 TEL:099-487-2111（内線302）までお問い合わせください。※公売物件の詳細については、ホームページ及び本庁・各支所窓口にあるチラシをご覧ください。

今月の納税

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・市県民税の随期がある場合があります。納期限内納付をお願いします。

なお、納期限内の納付が難しい場合などは、必ず納税相談をお願いします。

※納税証明等の交付について

金融機関などで納付してから市役所で納付確認ができるまで、約1週間程度かかる場合があります。納付後、早急に納税証明等が必要な場合は領収書などをお持ちの上、交付請求していただきますようお願いします。

平成30年度 滞納処分等実施状況について

◆差押えを実施した件数
(平成30年度4月～1月) **228件**

差押えの内容：

- 債権：56件
- 預貯金：109件
- 不動産：15件
- 給与：44件
- 動産：4件

生活状況により一度に納税することが困難な方や失業・病気などで収入がない方につきましては、本庁・各支所の税務窓口で納税相談を実施しています。

大切な市税を確保するため、法令に定められた手続きを経過し、それでもなお相談無く納税いただけない場合は、財産（給与、預金、不動産など）を差し押さえることとなります。（法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は、「財産を差し押さえなければならない」と定められています。）

■問い合わせ先：
税務課 滞納整理係 TEL：474-1111（内線152・153）
収納管理係 TEL：474-1111（内線147・148）